

決議 X. 24

気候変動と湿地

1. 湿地は、人類の福祉に貢献する幅広い生態系サービスを提供しており、また一部の湿地タイプにおいては、そのうち気候変動の緩和や適応に関するものが含まれている可能性があることを**認識し**、
2. ラムサール条約の条文では、地球の水循環は、湿地の生態学的特徴を維持するための基盤であることが確認されていること、また「水の循環を調整するものとしての湿地の（中略）基本的な生態学的機能」が強調されていることを**想起し**、決議 VI. 23 では、「水資源と湿地の密接な関係」、また決議 VIII. 1 では、湿地の生態学的特徴を維持するための水の配分の重要性が強調されていることを**同じく想起し**、
3. 世界における淡水消費量のほとんどが湿地から直接もしくは間接的に取水されていることを**確認し**、決議 IX. 1 付属書 C 「ラムサール条約の水関連の手引きの統合的枠組み」（2005 年）の通り、淡水の供給を保護するには、湿地生態系が重要であることを**同じく確認し**、
4. 決議 VIII. 3 「気候変動と湿地：影響、適応及び影響緩和」では、気候変動が特に湿地の保全及び賢明な利用の継続にとって潜在的に深刻な影響を持つことが確認され、また締約国に対して、気候変動及び異常気象に対する湿地の回復力を高めるように管理するとともに、植生回復、森林管理、植林等の気候変動対応策を実施することにより、湿地の生態学的特徴が深刻な害を受けないようにするよう求めたことを**想起し**、
5. 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の『第 3 次評価報告書（TAR）』によれば、サンゴ礁、環礁、マングローブ林や、草原、熱帯林、温帯林、北極圏（永久凍土層を含む）及び高山生態系における湿地は、気候変動に対する適応能力に限界があるため、自然生態系の中では特に脆弱であり、深刻かつ回復不可能な被害を受ける恐れがあると結論していることを**同じく想起し**、
6. IPCC の『第 4 次評価報告書』によると、地球の気候系の温暖化は絶対的であり、20 世紀半ば以降に観測された地球の平均気温の上昇の原因は、同時に観測された人為的な温室効果ガス（GHG）の増加である可能性が非常に高く、また、全大陸の観測証拠によると、湿地を含む多くの自然システムは地域的気候変動に影響されていることを**憂慮しつつ留意し**、
7. 以下の IPCC 『第 4 次評価報告書^{訳注1}』の結論を**意識し**：
 - ・ 「雪氷及び凍土（永久凍土も含む）の変化に関して、自然システムが影響を受けたことは、確信度が高い。例は以下の通りである。
 - ・ 氷河湖の数の増加と規模の拡大
 - ・ 永久凍土地域における地盤の不安定化及び山岳地域における岩石なだれ
 - ・ 海氷バイオームを含む北極圏、南極圏における生態系、また高次捕食者の変化
 - ・ 「増えつつある証拠を基に、以下の通り、水文システムが影響を受けていることは、確信度が高い。

- ・ 氷河や雪解け水に涵養される多くの河川での流量増加と春の流量ピーク時期の早まり
- ・ 多くの地域における河川や湖沼の水温上昇と、水温分布や水質への影響」
- ・ 「より幅広い生物種に関するさらなる根拠を基に、最近の温暖化は、以下の通り、陸域の生物学的システムに強く影響していることは、確信度が高い。
 - ・ 葉の広がり、野鳥の渡りと産卵等の春季現象の早期化
 - ・ 植物種及び動物種の生息範囲の極方向・高標への移動」
- ・ 「1980 年代初めからの衛星観測によると、多くの地域において、最近の温暖化が原因となる生育期の長期化に伴って、春の植生の緑化が早まっている傾向は、確信度が非常に高い。」
- ・ 「新たな数多くの証拠を基に、以下の通り、いくつかの海洋及び淡水の生物学的システムは、水温の上昇、ならびにそれと関連した氷の変化、塩分濃度、酸素濃度及び循環における変化と結びついていることは、確信度が高い。
 - ・ 藻類、プランクトン及び魚類の生息範囲の移動と高緯度の海域における存在量の変化
 - ・ 高緯度また高標高の湖において、藻類、プランクトン及び魚類の存在量の増加
 - ・ 河川環境において、魚類の生息範囲の移動と回遊の早まり」
- ・ 「海面上昇及び開発行為は共に沿岸湿地とマングローブの喪失、また多くの地域において海からの高潮による水害の悪化をもたらす。」
- ・ 「約 1~3°Cの海面水温の上昇は、熱に対するサンゴの適応や順応がない限り、より頻繁なサンゴの白化現象と広範な死滅をもたらすと予測される。」
- ・ 「海面上昇は、塩性湿地とマングローブ林を含む沿岸湿地、特に陸側に空間限界があるものや堆積物の流入不足になっているものに悪影響を及ぼすと予測される。」
- ・ 「21 世紀半ばまでには、年平均河川流量と水の供給は、高緯度地域といくつかの湿潤熱帯地域では 10~40%増加する一方、水ストレスを受けている地域を含む、中緯度におけるいくつかの乾燥地帯や熱帯乾燥地域においては 10~30%減少すると予測される。なお、いくつかの地域では季節によって変化の数値は異なる。」
- ・ 「干ばつの影響を受ける地域が拡大する可能性が高い。また、頻度増加の可能性が高い豪雨現象は、洪水リスクを高める。」
- ・ 「今世紀中に、氷河や積雪に貯蔵されている水資源が減少する結果、世界の主要山地の周辺地域に暮らす世界人口の 6 分の 1 以上が依存する融氷水の供給が減少すると予測される。」

〔訳注1〕 IPCC『第4次評価報告書』の訳文については、以下の要約文を参考とした。なお、同書は要約であるため、本決議 X.24に含まれている抜粋は、仮訳も含む。

『IPCC第4次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約 (Summary for Policymakers) 』

URL : http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/syr_spm.pdf

8. 湿地の中には炭素の貯蔵において重要な役割を果たすものがあることを示す証拠が増加していることを**同様に意識し**、しかしこれらが国際的及び国家における気候変動に対応する戦略、対策、仕組みに十分に認識されていないことを**憂慮し**、
9. ラムサール条約第 8 回締約国会議 (2002 年) 以降の、泥炭地目録および泥炭地をはじめとする湿地の炭素貯蔵機能への意識啓発に関する著しい進展を**認識し**、
10. 世界規模で行われた『泥炭地、生物多様性、気候変動に関する評価 (Assessment of Peatlands, Biodiversity and Climate Change) 』 (国際湿地保全連合及び地球環境センターの調整の下で、

UNEP-GEF、カナダ及びオランダ等の支援を受けて作成)において、生物多様性ならびに気候変動の緩和及び適応に対する泥炭地の重要性について多くの情報が分析されると同時に、泥炭地が世界全体の森林バイオマスの2倍もの炭素を貯蔵している、陸上生物圏のうち最も重要な炭素貯蔵地であり、泥炭地の劣化による年間温室ガス排出量は世界の化石燃料による排出量の10%に相当することが確認されたこと、また生物多様性条約第9回締約国会議(CBD COP9)では、締約国等の各国政府に対して、ラムサール条約との協働を強化し、「泥炭地に関する地球的行動(GAP)のためのガイドライン」や『泥炭地、生物多様性、気候変動に関する評価』等の行動の実施にあたって関係組織の参画を推進することが、泥炭地の保全と持続可能な利用に貢献する可能性があり、同評価に盛り込まれた行動の実施を奨励したことに**留意し**、

11. 「ミレニアム生態系評価(MA)」の『湿地と水に関する総括』の主要メッセージとして、他の生態系に比べて、湿地はより急速に劣化・消失していること、気候変動は多くの湿地の劣化・消失をさらに悪化させる可能性が高いこと、気候変動による悪影響は湿地が提供するサービスを減少させること、また現在予測されている湿地の劣化・消失は、今後、湿地の影響緩和能力を低下させることが指摘されている点を**憂慮しつつ留意し**、
12. 湿地の保全と賢明な利用により、生物が移動するための連結性、回廊及びフライウェイが提供され、それらによって生物が気候変動に適応することが可能になることを**認識し**、
13. 『ミレニアム生態系評価(MA)』、『第4回地球環境概況(GEO-4)』、『世界水発展レポート(WWDR 2006年)』及び『農業に関する水管理の統合レポート(CA)』の結果によると、湿地生態系とそのサービスの継続的な劣化と消失の主な原因は、特に増加しつつある農業のための揚水行動であること、地表水や地下水に依存する多くの湿地とその集水域はすでに水ストレスを受けていること、また水の需要、特に灌漑農業等の利活用に関するものは今後増加すると予測されることを**意識し**、
14. 多くの気候変動の緩和及び適応政策には、水力発電やバイオ燃料を通じたエネルギー供給の増加、より多くの貯水や流域間の水移送を増進する措置が含まれていることに**留意し**、これらの政策の実施にあたって、可能な限り湿地の生態学的特徴に対する良い影響を促進し、悪影響を最小限にするために、ラムサール条約の「水関連の手引き」(決議 IX.1 付属書 C 及び決議 X.19)を実施することのメリットを**強調し**、
15. 以下の通り、「国連食糧農業機関(FAO)」の行動を**意識し**：
FAOは、
 - i) 気候の変動性による悪影響と農業の変化に対応する部門横断的政策を策定する国々を支援するために、気候変動を「学際的行動の優先事項」と指定した。
 - ii) 2008年6月、FAO本部にて「世界の食糧安全保障に関する高官会議：気候変動とバイオエネルギーの課題」と題した会議を開催した。
 - iii) 国連水部門の議長として、2008年12月15～17日、社会主義人民リビア・アラブ国スルト市にて、同国、アフリカ連合、アフリカ水担当大臣会議(AMCOW)、アフリカ開発銀行、国連アフリカ経済委員会と緊密に連携し、「アフリカの農業とエネルギーのための水：気候変動の課題」と題した高官会議を開催する。

- iv) これらと国連開発計画 (UNDP) 及び国連環境計画 (UNEP) のものを含めた FAO の他のイニシアティブの枠内で、「気候変動と湿地」という課題に取り組む重要性を繰り返し述べており、これに関してラムサール条約との協調を強化するという意思を示している。
16. 湿地は貴重な生物多様性資源を提供することにより、気候変動による食糧不足等の悪影響を削減できることに**留意し**、しかしながら、沿岸湿地と内陸湿地の継続的な劣化と消失は、そういった資源を提供する能力を低下させていることを**憂慮し**、
 17. 2007年3月、スイス・グランで開催された生物多様性条約とラムサール条約科学技術検討委員会 (STRP) 共催ワークショップ「湿地、水、生物多様性及び気候変動」を支援したカナダ政府に**感謝し**、ワークショップ報告書の要旨に取りまとめられている予備的結論と勧告に**留意し**、
 18. 湿地の賢明な利用と再生は、気候変動の影響に対する人間集団の回復力の育成に貢献し、また気候変動によって予測される自然災害の影響を、例えば再生された氾濫源湿地を利用して洪水リスクを下げる場合のように、軽減できることを**認識し**、
 19. 湿地、水管理、農業、エネルギー生産、貧困削減、そして人間の健康間の相互依存性に対する、世界的な気候変動の影響に取り組むために、統合的政策や計画策定を奨励する必要があることを**再確認し**、
 20. 再生可能エネルギーの利用は、気候変動がもたらす深刻な課題に対応するために不可欠であることを**認識し**、再生可能エネルギー開発にあたっては、湿地とその炭素を貯蔵する能力に対する良い影響を促進し悪影響を最小限にする必要性を**確認し**、
 21. 気候変動枠組条約 (UNFCCC)、国連砂漠化対処条約 (UNCCD)、生物多様性条約 (CBD) で構成されている「共同連絡グループ (JLG)」からラムサール条約事務局に対してなされた、情報を共有し必要に応じて JLG 会議に参加するようという申し出を**想起し**、またこのフォーラムは、生物多様性に関連する国際条約及び「植物遺伝資源条約」の事務局で構成されている「生物多様性連絡グループ (BLG)」等と共に、気候変動をはじめとした共通の関心事項を進展させるために重要な機会を与えていることを**認識し**、
 22. 生物多様性条約第9回締約国会議 (CBD COP9) が決定 IX/16 において、ラムサール条約の締約国に対して、湿地、水、生物多様性及び気候変動について、生物多様性の保全及び持続可能な利用ならびに人間の福祉に対するその重要性を考慮しながら、CBD にとっての湿地に関するラムサール条約の指導的役割、及び「生物多様性条約—ラムサール条約共同作業計画」の条件に沿って、これらに関する適切な行動を第10回締約国会議にて検討するよう促したこと、ラムサール条約科学技術検討委員会 (STRP) に対して、気候変動の緩和と適応に対する、泥炭地等の湿地が有する生物多様性の貢献をさらに評価するよう促したこと、気候変動への対応として、湿地、特に泥炭地が有する生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識したこと、また「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」に対して、CBD 及びラムサール条約における、特に湿地に関連した気候変動と生物多様性に関する将来的技術研究の準備に向けた取組への参加を促したことを**歓迎し**、

23. 生物多様性条約第 9 回締約国会議 (CBD COP9) において、生物多様性の保全と持続可能な利用を気候変動の緩和及び適応活動へ統合する、科学技術的な助言や評価を提供し実施するために、「気候変動と生物多様性に関する特別技術専門家グループ」が設立されたことに留意し、
24. 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の目標 4.1 が「生物多様性の喪失、気候変動及び砂漠化の進行の傾向を検出するために、国別、超国家的な地域の、そして国際的なモニタリングのためのベースライン及び参照地域として、条約湿地を利用すること」であることを想起し、一方でこのような傾向評価を報告する仕組みが整備されていないであろうことを憂慮し、このような傾向評価を支援し解析するための、適切な国レベルでの湿地目録そしてまた地域及び地球規模における評価情報が不足していることを同じく憂慮し、
25. 2006 年～2008 年の 3 年間に於いて、科学技術検討委員会 (STRP) が、湿地と気候変動に対する以下のような課題—気候変動を原因とする水環境の変化に対する、湿地タイプごとの脆弱性を評価する簡単な手法の開発；気候変動への対応策としての湿地再生の役割と湿地再生につながる機会；地球の炭素循環における様々な湿地タイプの役割と重要性；水文生態学的影響、湿地再生、気候変動に対する湿地の脆弱性の評価；そして湿地、水、気候変動に関する政府間・国際的な取組に関する近年の主要な教書及び勧告—に再び関心を寄せたことに留意し、『ラムサール技術報告書』等の報告書を通じて、締約国等に上記の情報を提供した STRP に感謝し、
26. 気候変動に関する協議における湿地に対する理解や評価の低さは、湿地生態系に対して深刻で現実的な脅威をもたらし、気候変動の影響への取組に湿地が貢献する機会を逃すことにつながることを認識し、

締約国会議は、

27. この決議は、決議 VIII.3 「気候変動と湿地：影響、適応及び影響緩和」を全体的に更新したものであり、それに優先することを確認する。
28. 締約国に対して、湿地にかかる様々な圧力を低減するために湿地を賢明に管理し、それによって湿地の気候変動に対する回復力を向上させること、また気候変動の影響を軽減するための対応策の一つとして、湿地を賢明に利用する好機として活用することを強く要請する。
29. 締約国に対して、気候変動による変化ならびに気候変動の直接的影響又は気候変動に対する社会的対応から予想される水供給の変化に直面する中で、湿地の生態学的特徴を維持するために必要となる防止措置やメカニズム、特に湿地生態系への水配分に関するものを確保することを同じく強く要請する。
30. 締約国に対して、気候変動に関する政策の重要な要素として、河川、湖及び帯水層ならびにその湿地の再生を促進することを奨励する。
31. 締約国や他の政府に対して必要に応じて、気候変動による極端な降水量の影響の軽減、氷河の喪

失や融解及び山地における水の貯蔵能力の低下による影響の軽減のために、山地の湿地の保護を、そして大嵐や海面上昇の軽減につながる、劣化した低地及び沿岸の湿地の再生及び管理を、国の気候変動戦略に含めることを強く要請する。

32. 関係する締約国に対して、温室効果ガスの重要な吸収源である泥炭地等の湿地について、その劣化を減じ、再生を促進し、また管理活動を改善する緊急行動を実施し、国家の許容範囲でできる限り行くと共に、気候変動の緩和及び適応活動に関連させて、泥炭地の再生と賢明な利用の実証現場を増やすことを、同様に強く要請する。
33. ラムサール条約事務局、科学技術検討委員会 (STRP)、「泥炭地地球的行動計画のための調整委員会 (CCGAP)」に対して、泥炭地等の湿地の保全と賢明な利用にあたって、泥炭地等の湿地の気候変動に対する脆弱性を軽減し回復力を向上させる観点から、ラムサール条約、生物多様性条約 (CBD)、気候変動枠組条約 (UNFCCC)、UNCCD 間で、各条約がそれぞれ特有の目的と独立した法的地位をもっていること、重複の回避とコストの削減の必要性があることを認識しつつ、相乗効果を高めるよう指示する。
34. 地球環境センター、国際湿地保全連合等の関係パートナーに対して、世界規模で実施された『泥炭地、生物多様性、気候変動に関する評価』を多言語に翻訳し、さらに普及させ、またそのフォローアップ活動を実施するよう促す。
35. ラムサール条約担当政府機関に対して、泥炭地等の湿地から人為的に排出される温室効果ガスについて、実践可能な場合には削減するための共同政策及び対策に関する気候変動枠組条約 (UNFCCC) の決定 1/CP.13. に沿って、各国の UNFCCC 担当窓口で専門的の手引きと支援を必要に応じて提供するよう求める。
36. 締約国に対して、水管理、農業、エネルギー生産、貧困削減及び人間の健康に関する政策策定と実施において、予想される気候変動の悪影響に対して各部門の目標が互いに協力的に作用すると同時に、その目標を、IPCC や MA の報告にある通り、湿地の生態学的特徴を保護し湿地の生態系サービスを維持する必要性と一致させるために、統合的な協力体制を促進するよう奨励する。
37. 締約国に対して、気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及び、必要に応じて、その京都議定書の履行にあたっては、国家の気候変動の緩和及び適応政策を実行する際に、湿地の生態学的特徴の維持を考慮に入れるためあらゆる努力をする必要性があることを再確認し、
38. 締約国に対して、温室効果ガス排出量の削減ならびに気候変動の影響緩和及び適応に向けた取組に沿ったラムサール条約履行に向けて、泥炭地を交流・教育・参加・普及啓発活動の実践の場として活用することを奨励する。
39. 締約国、民間企業及び他の利害関係者に対して、国の法令を尊重しつつ、湿地に提供されるサービスの観点から、湿地の持続可能な利用と再生を支援し、また「生態系サービスへの直接支払い (PES)」の実施を含めて、地域住民の生活支援と貧困削減に貢献するために、ラムサール条約、国際的に合意された開発目標及びその他の関連する義務と一貫しかつ調和し

た形で、気候変動の緩和・適応活動における奨励措置や資金調達メカニズムの導入可能性に注意を払うことを**同様に奨励する**。

40. 生物多様性条約 (CBD) 事務局長に対して、CBD 決定 IX/16 第 12 項 (b) によって設立された「気候変動と生物多様性に関する特別技術専門家グループ」において科学技術検討委員会 (STRP) を通じて専門知識を活用することを含め、湿地、水、生物多様性及び気候変動に係る検討及び活動を、CBD とラムサール条約の「2002 年～2010 年共同事業計画」の最優先事項にすることを**促し**、STRP に対して、利用可能な援助がある限りこれらの取組に貢献するよう**指示する**。
41. 締約国に対して、湿地が地球気候系にすでに提供している調整サービスを活用する機会を促進し、同時に人々の生活の改善及び生物多様性の目標達成に対して貢献する政策を策定及び実行し、その進展、成功及び優良事例をラムサール条約に通達することを**強く要請する**。
42. 締約国及びその他の組織に対して、洪水の緩和及び水の供給を含めた気候変動への適応や、海面上昇の影響の緩和にあたって、炭素の貯蔵や隔離に関する湿地の役割の研究を可能な限り実施し、その結果をラムサール条約、気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及びその他の関連する取組に提供することを**奨励する**。
43. 科学技術検討委員会 (STRP) に対して、STRP による気候変動及び湿地に関する課題のより総合的な調査において、特に湿地の熱及び化学状況や水文パターンの変化、ため池等の貯水及び送水インフラの増加等が、いかに外来種が湿地へ侵入する経路を変更させ、その生息地拡大や存続、在来種へ生態学的影響につながるかについての新情報を再検討すること、また北極評議会と連携して、北極圏の湿地の気候変動に対する脆弱性評価を実施するとともに、実行中の「北極圏生物多様性評価」に配慮しながら湿地の賢明な利用に関する指針を作成するよう**指示するとともに**、締約国、他の政府、関連機関に対して、湿地における気候変動及び外来種の複雑かつ複合的な影響について、可能な限り研究を行い、北極評議会との協力を模索しながら、北極圏の湿地のための適応戦略に関する調査を実施することを**奨励する**。
44. 締約国等に対して、気候変動による湿地への多くの脅威と影響に対して適応できる、湿地の賢明な利用に関するラムサール条約の既存の手引き（「ワイズユースハンドブック」）を、気候変動対策の政策や管理対応において最大限に活用することを**強く要請する**。
45. ラムサール条約事務局、科学技術検討委員会 (STRP)、CCGAP に対して、気候変動の緩和及び適応に対して湿地生態系が貢献する可能性、中でも気候変動への脆弱性の軽減と回復力の向上を調査するために、特に気候変動枠組条約 (UNFCCC) と IPCC や、生物多様性条約 (CBD)、UNCCD、UNEP、UNDP、FAO、世界銀行等といった関連する条約や国際機関と協働することを**要請する**。その際には、各条約が特有の目的及び独立した法的地位をもつこと、ならびに重複を回避しコスト削減を促進する必要性を**認識する**。
46. ラムサール条約事務局と科学技術検討委員会 (STRP) に対して、UNFCCC 等の関連組織と連携する際に、各条約が特有の目的及び独立した法的地位をもつこと、ならびに重複を回避しコスト削減を促進する必要性を認識しつつ、気候変動の緩和及び適応事業の開発のために、水・食糧安全保

障及び人間の健康における湿地の重要な役割に配慮した手引き策定に向けて適切な仕組みを利用することを**同じく要請し**、能力開発、資源の動員、リオ条約の「共同連絡グループ」及び「生物多様性連絡グループ」のような既存のメカニズムの下でのものを含む共同事業の実施を通じて、国際レベルでの生物多様性と気候変動の統合を改善することを、締約国その他の政府に対して**強く要請し**、環境条約の事務局及びその科学技術部会に対して**奨励する**。

47. STRP に対して、湿地に関連する気候変動の課題をなるべく早めに「生物多様性関連諸条約の科学上の助言機関議長会（CSAB）」に注目させること、必要に応じ、この場を利用して同課題に関する科学的協働を推進すること、そして、各条約が特有の目的及び独立した法的地位をもつこと、そして重複を回避しコスト削減を促進する必要性を認識しながら、炭素循環において異なる湿地タイプが持つそれぞれの役割を再検討することを**指示する**。
48. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、気候変動への取り組みを最優先事項として継続すること、気候変動の緩和及び適応に対する湿地の貢献、特に気候変動への脆弱性の軽減と回復力の向上について調査するために、共同研究事業を開発し、その際には、ラムサール条約事務局と共に、気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、UNCCD、IPCC、UNEP、UNDP、FAO、世界銀行を含めた関係する国際機関や国際条約と協力することとし、さらに以下を実施することを**指示する**。
 - i) 水・食糧安全保障及び人間の健康における湿地の重要な役割を評価するような、相互支援的な適応・緩和事業を開発するための手引きを作成するために、UNFCCC 等の関連組織と協働する方法・手段を確立する。
 - ii) 湿地と気候変動に関する科学的課題と情報をなるべく早めに「生物多様性関連諸条約の科学上の助言機関議長会（CSAB）」に注目させ、またこの場を利用して、湿地と気候変動に関する課題の科学的協働を推進する。
 - iii) 特に湿地と気候変動に関する科学的課題について IPCC と協働する方法を確立し、湿地と気候変動に関する科学報告書の出版を通ずるなどして、気候変動分野関係者間における湿地の重要性に対する意識を向上させるために、今後の IPCC の事業に貢献する。
49. 科学技術検討委員会（STRP）国家担当窓口に対して、各国からの国家・地域レベルにおける課題を提起し、国内の湿地科学者等の専門家ネットワークから専門知識を提供するために、この作業に参画及び貢献するよう**強く要請する**。
50. 「ラムサール条約担当政府機関」に対して、本決議を他の多国間環境協定（MEAs）の国家担当窓口に注目させることを**促し**、締約国に対して、本決議実施への支援として、これらの国家担当窓口間における共同事業を促進するよう**奨励する**。